

日 薬 業 発 第 23 号
令 和 3 年 4 月 22 日

都道府県薬剤師会
学術関係担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
担当副会長 宮崎 長一郎

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。


さて、別添の通り「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」（以下、ガイダンス）が作成された旨、本会宛事務連絡がありましたので、お知らせいたします。

これは、本年3月23日に告示された「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」について、各規定の解釈や具体的な手続の留意点等が説明されたものです。

つきましては、ガイダンス全文を添付ファイルにてお送りいたしますので、貴会会員にご周知くださるとともに、貴会倫理審査委員会等での活用をお願い申し上げます。

なお、ガイダンス全文は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省のホームページにおいても閲覧可能であることを申し添えます。

<添付ファイル>

 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」全文



事務連絡
令和3年4月16日

各国公立大学
各国公立高等専門学校
関係各施設等機関等
各大学共同利用機関法人機構
関係各国立研究開発法人
関係各独立行政法人
各都道府県
各特別区
各保健所設置市
関係各団体

関係部局 御中

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
厚生労働省大臣官房厚生科学課
厚生労働省医政局研究開発振興課
経済産業省商務・サービスグループ 生物化学産業課

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイドンス」について

令和3年3月23日に告示した「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「生命科学・医学系指針」という。）について、各規定の解釈や具体的な手続の留意点等を説明した「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイドンス」を作成し、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省のホームページに掲載しましたのでお知らせいたします。

【指針運用窓口】

生命科学・医学系指針の運用に関する質問等がある場合、以下に掲げる三省の指針運用窓口のいずれにおいても受け付けます。

なお、生命科学・医学系指針の本文やガイダンスなど、本件に関する一連の資料を以下の三省のホームページに掲載しますので、適宜御参照ください。

○文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話：03-5253-4111（代表）

E-mail：ethics@mext. go. jp

ホームページ：文部科学省ライフサイエンスの広場 生命倫理・安全に対する取組

https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seimeikagaku_igaku.html

○厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局研究開発振興課

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-5253-1111（代表）

E-mail：ethics@mhlw. go. jp

ホームページ：研究に関する指針について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyuu/i-kenkyu/index.html>

○経済産業省商務・サービスグループ生物化学産業課

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話：03-3501-8625

E-mail：kojinidenjyouhou@meti. go. jp

ホームページ：個人遺伝情報ガイドラインと生命倫理

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/bio/Seimeirinri/index.html